

第18回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年11月25日(木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 38号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 7件 |
| 第 5 | 報告第 39号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 6 | 報告第 40号 買受適格証明書に基づく農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 7 | 議案第 99号 現況証明願について | 1件 |
| 第 8 | 議案第100号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第 9 | 議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第102号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 7件 |

○出席委員(13名)

2番 舟山 珠代 君	4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君
6番 津野 斉 君	7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君
9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

●●番 ●●●● 君

○欠席委員(3名)

1番 佐藤 松喜 君	3番 高橋 政寿 君	11番 高松 俊男 君
------------	------------	-------------

○その他出席者

事務局長 川村 勉 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第18回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

7番 佐瀬 君 8番 熊谷 君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第18回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第38号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第38号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号7まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第38号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり7件となっております。

番号1。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、0.5h a。

指名年月日、令和3年10月27日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

なお、番号2につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、10.2h a。

番号3。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 5.5h a。

指名年月日、令和3年11月2日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員。

なお、番号4から番号7につきましては、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

申出面積、12.1h a。

番号5。

申出面積、8.1h a。

番号6。

申出面積、6.9h a。

番号7。

申出面積、31.3h a。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1から番号7まで内容7件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については、報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第38号、内容7件は報告のとおり承認されました。

◎報告第39号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第39号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、
内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第39号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、津野委員、佐瀬委員。

報告年月日、令和3年11月10日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字中チャンベツ原野568-1。

現況地目、畑。

面積、16,187㎡外3筆、合計面積は55,167㎡。

価格、2,170,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、自己資金。

続きまして、

土地の所在、字中チャンベツ原野221-3。

現況地目、採放地。

面積、6,924㎡外7筆、合計面積は121,965㎡。

価格、4,496,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入。

続きまして、

土地の所在、字中チャンベツ原野221-1。

現況地目、畑。

面積、8,864㎡外6筆、合計面積は81,465㎡。

価格、3,239,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入。

続きまして、

土地の所在、字上チャンベツ原野東2線東1-4。

現況地目、畑。

面積、2,987㎡外24筆、合計面積は69,447㎡。

価格、2,298,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入。

続きまして、

土地の所在、字雷別50-1。

現況地目、採放地。

面積、66,518㎡外11筆、合計面積は313,955㎡。

価格、10,675,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君）12番・甲斐です。

報告第39号、番号1について報告致します。

令和3年11月10日に津野委員、佐瀬委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で役場大会議室において第1回あっせん委員会を開催しました。あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成28年度に農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが売渡を受ける案件となっております。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、舟山委員、津野委員、佐瀬委員、小野寺委員。

報告年月日は、令和3年5月18日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ146-1。

現況地目、採放地。

面積、50,719㎡外11筆、合計面積は225,316㎡。

価格、6,348,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、自己資金。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

報告第39号、番号2について報告致します。

令和3年4月22日に現地調査を行い価格の決定をし、●●●●さんに価格を提示し、譲渡の承諾を得ました。

令和3年5月7日に役場中会議室において第2回あっせん委員会を開催しましたが、希望者がいなかったため、参集範囲を標茶町全域に拡大し、5月18日に、役場大会議室において第3回あっせん委員会を開催しました。第3回あっせん委員会の結果、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、佐瀬委員。

あっせん委員、津野委員、甲斐委員、小野寺委員。

報告年月日は、令和3年10月28日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該案件につきましては、阿歴内地区及び標茶全域であっせん委員会を開催しましたが譲受希望者がおらず不調となりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字阿歴内原野194-1。

現況地目、採放地。

面積、40,123㎡外10筆、合計面積は416,761㎡。

価格、3,900,000円。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります佐瀬委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

報告第39号、番号3について報告致します。

令和3年10月1日に津野委員、甲斐委員、小野寺委員と私で現地調査を行い価格の決定をしました。その後、●●●●さんに価格を提示し、譲渡の承諾を得ました。

令和3年10月15日に阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催しましたが、希望者がいなかったため、参集範囲を標茶町全域に拡大し、10月25日に、役場大会議室において第3回あっせん委員会を開催しました。第3回あっせん委員会においても譲受希望者がおりませんでしたので、あっせん不調とし申出地をお戻しすることといたしました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第39号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第40号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第40号、買受適格証明書に基づく農地法第3条の規定による許可申請について、

内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第40号について説明させていただきます。

買受適格証明書に基づく農地法第3条の規定による許可申請について、買受適格証明書に基づく農地法第3条の規定による農地等の権利移転の許可申請について、下記のとおり農業委員会会長の専決処分です。許可したので報告するものであります。

許可した土地の表示は別紙のとおり1件となっております。

本案件につきましては、令和3年度第16回農業委員会総会にて許可を受けた議案第96号に基づい

て提出された農地法第3条許可申請について、農業委員会会長の専決処分で許可したことを報告するのものとございます。

本件の処理につきましては、北海道農地法関係事務処理要領第9の3に基づいて行っております。番号1。

譲受人氏名 ●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南4線150-4。

地目、登記簿、畑、現況、原野。

面積、8,595㎡外1筆、合計面積13,758㎡。

契約の種類、売買

権利移転の理由、譲受人農業経営拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金、200,000円。

譲受人世帯員または構成員、5名。

譲受人畑の面積については、1,131,455㎡うち借入地326,861㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

○会長（佐藤徳市君） これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については承認されました。

以上をもって、報告第40号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第99号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第99号、現況証明願について、内容1を議題と致します。番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第99号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字オソツベツ151-10。

地目、登記簿、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積8,588㎡外2筆、合計面積は13,372㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、舟山委員、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員

調査年月日、令和3年4月22日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第99号 番号1について報告いたします。

この件につきましては、あっせん案件で、令和3年4月22日に舟山委員、津野委員、佐瀬委員、小野寺委員、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査をまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第99号、内容1件は原案可決されました

◎議案第100号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第100号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第100号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、編入。

地番、字上多和原野西1線43番地12。

現況地目、畑。

面積、1,664㎡。

事業主体、●●●●、●●●●さん。土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木。

議案第100号、番号1について報告を致します。

この土地についてはあっせん案件であり、11月1日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は弥栄で農地を所有する●●●●さんが農振農用地区域外の農地を農地にするを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

今回の調査の結果、現況について畑と認められ、隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われま。また、周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認めま。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めま。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めま。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させま。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、編入。

地番、字雷別38番地13。

現況地目、畑。

面積、2,272㎡外2筆、合計面積3,140㎡

事業主体と土地所有者は、●●●●、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君）12番・甲斐です。

議案第100号、番号2について報告を致します。

この土地については、11月17日に佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は雷別で農地を所有する●●●●さんが農振農用地区域外の農地を農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

今回の調査の結果、現況については畑で隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると考えられます。

また、周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認めます。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、●●番・●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

区分、編入。

地番、字阿歴内19番地1。

現況地目、畑。

面積、19,687㎡外1筆、合計面積、25,409㎡。

事業主体と土地所有者は、●●●●、●●●●。

事業の必要性、緊急性、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第100号、番号3について報告を致します。

この土地については、11月17日に甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は阿歴内で農地を所有する●●●●さんが農振農用地区域外の農地を農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

今回の調査の結果、現況については「畑」で隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われれます。

また、周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認めます。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について、事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、議案第100号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第101号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第101号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設

定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北3線119-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、10,102㎡外2筆、合計面積は16,795㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は、相手方の希望による、譲受人は、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で400,000円。

譲受人世帯員、4名。

譲受人の畑につきましては、1,098,650㎡うち借入地348,559㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 6番・津野君。

○6番(津野 齊君) 6番・津野です。

議案第101号、番号1について報告致します。

11月19日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは、相手方要望のために農地を譲り渡し、●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第101号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第34号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第102号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容7件を議題と致します。

○会長(佐藤徳市君) お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第102号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり7件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野568-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,187㎡外3筆、合計面積は55,167㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年11月30日。

対価の支払期限、令和4年2月28日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、2,170,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号5につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野221-3。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、6,924㎡外7筆、合計面積は121,965㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、4,496,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野221-1。

地目、登記簿ともに畑。

面積、8,864㎡外6筆、合計面積は81,465㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、3,239,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東2線東1-4。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,987㎡外24筆、合計面積は69,447㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、2,298,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字雷別50-1。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、66,518㎡外11筆、合計面積は313,955㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、10,675,000円となっております。

なお、番号1から番号5につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ146-1。

地目、登記簿、牧場、現況 採放地。

面積、50,719㎡外11筆、合計面積は225,316㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年11月30日。

対価の支払期限、令和4年2月28日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、6,348,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

なお、6番・津野君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（津野 齊君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南1線145-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,008㎡外10筆、合計面積は318,863㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権設定期間、令和3年11月30日から令和8年11月29日。

土地の引渡時期、令和3年11月30日。

金額、年間、800,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては、佐瀬委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

報告第102号、番号7について報告致します。

事務局より調査依頼があり、11月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については、原案可決されました。

（津野 斉君復席）

以上をもって、議案第102号、内容7件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第18回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第18回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時50分閉会）